

区民会議(素案)



熊本市 政令指定都市推進室

目 次

■ 区民会議（素案）の概要

1. 区民会議設置の基本的な考え方	1
2. 区民会議の設置根拠	1
3. 区民会議の設置目的	2
4. 区民会議のイメージ	4
5. 熊本市●区区民会議要綱（案）	5
6. 熊本市●区区民会議要綱（案）の解釈と運用の考え方	8

区民会議（素案）の概要

1. 区民会議設置の基本的な考え方

熊本市のまちづくりを進める上でのルールとして平成22年4月1日に施行した「熊本市自治基本条例」において、「情報共有」「参画」「協働」による自治運営の基本原則を定めており、平成22年10月に策定した、熊本市が政令指定都市へ移行する効果を生かした、めざす都市の姿やまちづくりの方向性を示す「熊本市政令指定都市ビジョン」においても、この理念を踏まえ、市民との協働によって区ごとにまちづくりのビジョンを策定し、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めることとしています。

また、参画と協働の具体的な取組については、平成23年4月1日に施行した「熊本市市民参画と協働の推進条例」において、地域コミュニティ活動や市民公益活動によって、地域の課題を自ら解決するための仕組みづくりを定めています。

熊本市においては、平成24年4月1日の政令指定都市移行時に5つの区を設置することになります。

5つの区ごとに設置する区役所を、行政サービスを提供する区の拠点と位置づけ、窓口サービスが完結するような体制をとることとしており、また、区役所では、地域の個性や特性を生かした区単位の自主的、自立的なまちづくりの推進を図り、区民や地域のコミュニティ組織の意見を反映させるようなまちづくりの仕組みや、区のまちづくりに区民が参加しやすい仕組みを作ることで、市民協働のもと、地域に密着した特色あるまちづくりや、住民ニーズに応じたまちづくりを推進することとしています。

区民会議は、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、区民の参画によって、区ごとの地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査・審議を行う機関であり、その設置は、熊本市の政令指定都市移行における区制の導入においても重要な施策として位置づけています。

2. 区民会議の設置根拠

平成24年4月の政令指定都市移行にあわせ、区における課題の解決に向けた考え方を「熊本市市民参画と協働の推進条例」に追加することとしており、区民会議の設置については、パブリックコメントなどにより、市民の皆さまからいただいたご意見などを踏まえて、「熊本市附属機関設置条例」に規定することとしています。

【熊本市市民参画と協働の推進条例の改正について】

◎熊本市市民参画と協働の推進条例

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、小学校区等の身近な地域及び環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むとともに、市長等は合意の形成過程において必要な支援に努めるものとする。

【説明】

この第21条では、小学校区等の身近な地域を対象とした課題解決に必要な情報を整理・共有して、地域に関わる市民が合意を形成するための話し合いを行うとともに、環境問題や福祉、子育てなど様々な分野ごとの課題解決においても、市民と行政が合意形成に取り組むことを定めています。また、行政は、相互の意見等が反映された合意が形成されるよう主体の一つとしての役割を担うほか、市民活動団体間の調整役として必要に応じ支援していくこととしています。

この条項に、区における参画、協働の機会を推進する観点から、行政が、それぞれの区の課題解決に向けた合意の形成ができるよう調査・審議を行うなどの協議の場を設けるという考え方を追加し、改正することとしています。

3. 区民会議の設置目的

政令指定都市移行に伴う、区制の施行に当たり、区民の参画によって、区ごとの地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、各区の区民により構成される区民会議において調査・審議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的としています。

熊本市附属機関設置条例（案）

附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関名	設置目的
市長	熊本市●区区民会議	区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的として、区民の参画によって、●区の地域課題の解決を図るための方法及び●区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査し、審議する。

※●区には、中央区・東区・西区・南区・北区の5つの区名がそれぞれ入ることになります。

【説明】

- (1) 区民会議は、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・審議を行う地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関として設置します。
- (2) 区民会議が目指すのは、区民と区役所が協働して、暮らしやすいまちづくりを推進していくことにあります。

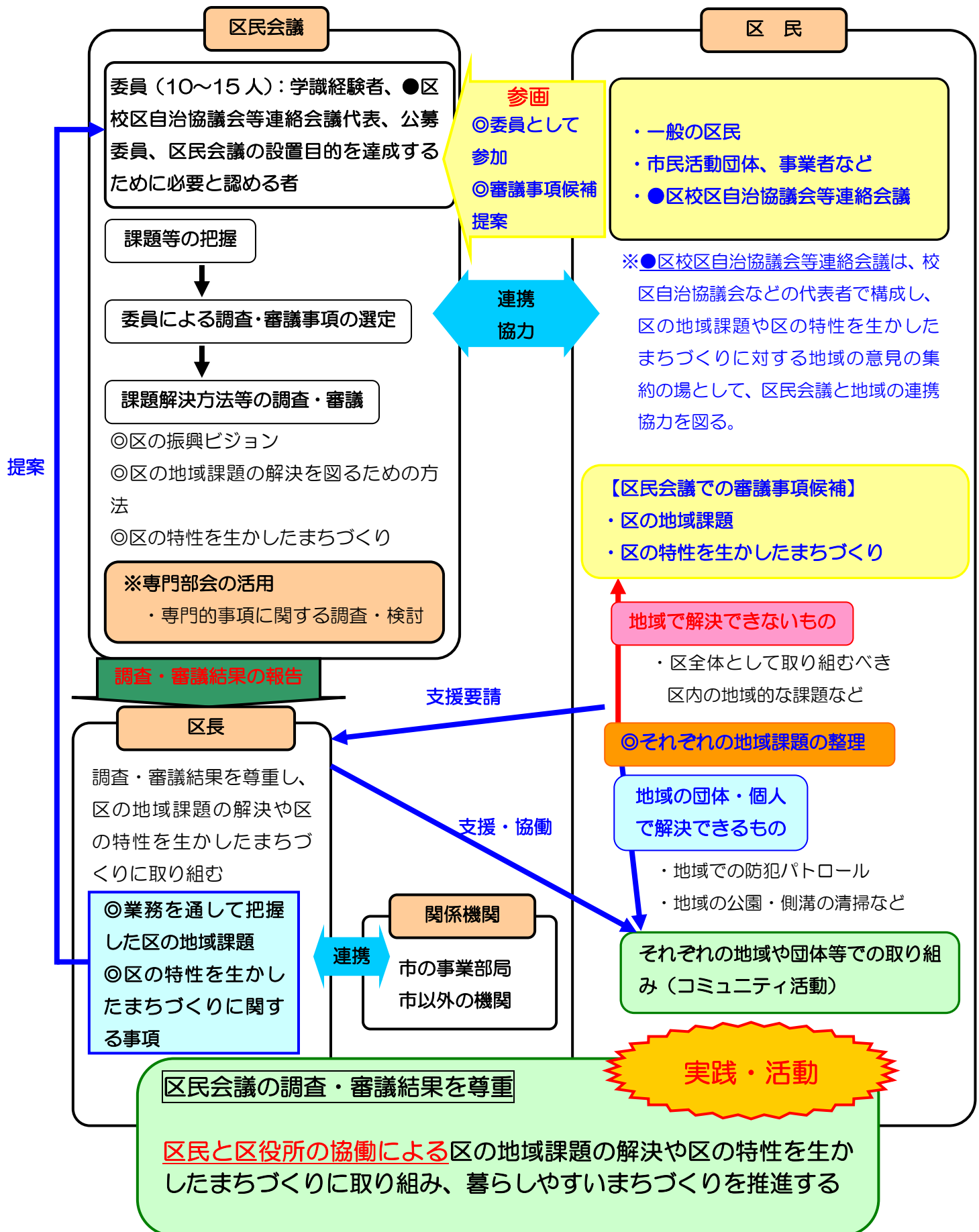
【考え方】

(1) 区民会議の位置づけ

区民会議は、区の議決機関としてあるものではなく、市長が委嘱する市民で構成する附属機関として、区の地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・審議を行い、その結果を区長に報告するものとしています。

このように、区民会議は、要綱に定める事項について意見や提言を行う機関であり、区民会議と市議会の役割は全く異なり、市議会議員は、市民の代表者として区ごとに選挙で選ばれ、区内のみならず、全市的な視点から条例や予算などを議決する役割を担っています。

4. 区民会議のイメージ



5. 熊本市●区区民会議要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市●区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア ●区の区域内に住所を有する者
 - イ ●区の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ ●区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (2) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (3) 区の地域課題 身近な地域だけでなく、●区全体として取り組むべき、●区内の地域的な課題のことをいう。
- (4) 区の特性を生かしたまちづくり ●区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、●区を魅力的でより快適にしていく活動をいう。
- (5) 区の振興ビジョン ●区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。

（所掌事務）

第3条 区民会議は、次に掲げる事項について調査・審議を行い、その結果を●区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

- (1) 区民会議で把握する区の地域課題の解決を図るための方法に関する事項
 - (2) 区の特性を生かしたまちづくりに関する事項
 - (3) 区の振興ビジョンに関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区民会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 区長は、前項の規定により報告を受けたときは、これを市長に報告しなければならない。

（組織等）

第4条 区民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区民である学識経験者
- (2) ●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者
- (3) 区民であって区民会議の委員に応募した者

- (4) 前3号に掲げる者のほか、区民会議の設置目的を達成するために必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、1回に限り再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は区民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 区民会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

(調査・審議事項の選定)

第8条 区民会議は、区民又は区長から提案された区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、調査・審議すべき事項を適切に選定するものとする。

(専門部会)

第9条 区民会議は、必要に応じ、委員で構成される専門部会を設置し、専門的事項に関する調査・検討をさせるものとする。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査・検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(庶務)

第10条 区民会議の庶務は、●区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第11条 区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、市長が招集する。

6. 熊本市●区区民会議要綱（案）の解釈と運用の考え方

区民会議は、各区で規定する「熊本市●区区民会議要綱」によって運営を行います。

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市●区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（1）区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ●区の区域内に住所を有する者

イ ●区の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ ●区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

（2）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。

（3）区の地域課題 身近な地域だけでなく、●区全体として取り組むべき、●区内の地域的な課題のことをいう。

（4）区の特性を生かしたまちづくり ●区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、●区を魅力的でより快適にしていこうとする活動をいう。

（5）区の振興ビジョン ●区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。

【説明】

（1）第2条は、本要綱で使用する重要な用語の意義を定めたものです。

（2）第1号の「区民」は、区の区域内に居住地を有している個人、区内の事業所に通勤する人、区内の学校に通学する人、さらに、区内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。これは、区で抱える様々な課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりを推進するための活動を進めていくためには、●区に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

（3）第2号の「協働」とは、区民と区役所、地域団体と事業者、市民活動団体と区役所など、それぞれ異なる主体が、同じ目的のために、対等な立場に立ち、役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら協力していくことをいいます。

（4）第3号の「区の地域課題」とは、地域の公園や側溝の清掃など、「熊本市自治基本条例」第32条に定める町内自治会や校区自治協議会などの身近な地域や団体等の取組で解決できるような内容のものではなく、区全体として取り組んでいこうとする地域課題のことをいいます。

ます。

(5)第4号の「区の特性を生かしたまちづくり」とは、身近な地域から区全体に至るまで、区の特性を生かしながらよりよいものに創り上げていくことを推進するための「活動」を指しています。社会・経済・文化・環境保全などのソフト的な活動を中心に、区のイメージアップや活性を図る活動、区民の交流を促進する活動などをイメージしています。

(6)第5号の「区の振興ビジョン」とは、政令指定都市移行後の新たな地域のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものです。区の振興ビジョンには、地理的環境や産業構造などの区の特性を生かした、それぞれのめざすまちづくりの姿や、区として独自に取り組む内容を盛り込むなど、区ごとに特色あるものが策定されることが望ましいと考えています。

(所掌事務)

第3条 区民会議は、次に掲げる事項について調査・審議を行い、その結果を●区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

- (1) 区民会議で把握する区の地域課題の解決を図るための方法に関する事項
- (2) 区の特性を生かしたまちづくりに関する事項
- (3) 区の振興ビジョンに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区民会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 区長は、前項の規定により報告を受けたときは、これを市長に報告しなければならない。

【説明】

- (1)区民会議の主な役割は、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりを推進するための活動について、調査・審議を行うことです。
- (2)区民会議設置初年度は、政令指定都市移行後の新たな地域のまちづくりを進めるうえでの指針となり、区の将来像や特性に応じたまちづくりの方向性を示す、区の振興ビジョンを策定するための調査・審議を行います。

【考え方】

- (1)所掌事務（役割）に対する委員の姿勢

委員には、区民会議が区民の参画により、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・審議することによって、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する場であることを認識するとともに、自ら主体的に審議に参加する責任を自覚し、委員相互の議論を尽くすよう努めることが求められます。

- (2)諮問答申の形式

区民会議は、諮問事項に対して答申を行う形式を想定した機関ではないので、定型的な形式にとらわれることなく運営されます。

(3) 調査・審議結果の報告

区民会議の調査・審議結果は、適切な時期に報告書として区長に提出するものとします。
また、報告書の提出を受けた区長は、区民会議からの報告内容について、市長に報告をしなければなりません。

(4) 区民会議の運営

区民会議の運営は、会議での委員の合意に基づいて自主的に行われるべきものであり、会議の時期などは調査・審議する課題によって異なります。

(5) 審議課題の引継ぎ

区民会議における調査・審議が継続中に委員の任期が終了する場合は、新たな委員による区民会議が、調査・審議の継続について判断します。

(6) 区長の取組

区長は、区民会議の調査・審議結果の報告を受けたときは、報告内容を尊重し、区民との協働や、関係機関との連携など適切な取組により地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりなどに取り組みます。

また、必要な場合には、市以外の機関などにも積極的に連携を働きかけ、課題の解決などに取り組みます。

(7) 市長の支援

市長は、区長が区民会議に対する役割を十分に果たせるように支援します。また、課題の解決などに必要があると認めるときは、他の執行機関に協力を要請し、要請を受けた他の執行機関は、それぞれの権限の範囲で課題の解決に向けた取組を行います。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区民である学識経験者
- (2) ●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者
- (3) 区民であって区民会議の委員に応募した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区民会議の設置目的を達成するために必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、1回に限り再任されることができる。

【説明】

(1) 委員数は、上限を定めるものです。

(2) 委員は、市長が委嘱する非常勤特別職地方公務員であり、その選任は次により行います。

① 委員は、区民の中から選考します。

② 地域課題の解決やまちづくりの方法などについての知識・経験の豊富な学識経験者を選考します。

③ ●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者から選考します。

- ④委員の公募を行い、応募した者の中から選考します。
 - ⑤学識経験者、●区自治協議会等連絡会議による推薦者及び公募による選任を補完する目的で、区の特性に応じて、区内で活動する事業者や市民活動団体などから選考します。
 - ⑥委員の性別、世代、地域のバランスほか様々な立場からの選考を考慮します。
- (3) 委員に欠員が生じたときは補充の可否を判断し、補欠委員を選任します。この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【考え方】

(1) 委員数

幅広い分野からの選任と、委員間での活発な議論の両方を満たすための適正な規模として、委員数の上限を15人としました。

(2) ●区校区自治協議会等連絡会議

校区相互や校区と区役所との情報共有を図るために、区ごとに校区自治協議会などの代表者で構成する●区校区自治協議会等連絡会議を設置します。●区校区自治協議会等連絡会議は、区の地域課題や区の特性を生かしたまちづくりに対する地域の意見を集約する場とし、区民会議と地域の連携・協力を図ります。

(3) ●区校区自治協議会等連絡会議推薦委員

区の状況（例えば、まちづくり交流室の活動状況などに配慮する等）に合わせた人数を選定します。概ね委員の3分の1程度を想定しています。

(4) 公募委員

公募方法等については、「審議会等の設置等に関する指針」に準拠します。

(5) 任期

任期については、1年では委員が十分に能力を発揮できず、一方で、より多くの区民の参加を得られることが必要であることから2年とします。

(6) 再任

同一人物が長期間にわたり委員を務めている場合、区民会議の考え方が固定化する恐れがあることや、より多くの区民の参加を得られることが必要であることから、必要に応じて1回まで再任を可能とします。

(7) 委員の資格要件

区民会議は、行政の立場からの発想にとらわれず、より多くの区民の参画によって、区の地域課題や区の特性を生かしたまちづくりについて調査・審議を行う場であることから、日頃から行政関係の仕事に携わる機会の多い公職にある者は、区民会議の委員に委嘱しないこととします。（例：議員、合併特例区協議会構成員、一般職の公務員、嘱託職員、臨時職員など）

【関連事項】

(1) 委員報酬

委員報酬は、区民会議1回の出席につき3千円とします。また、関係者が区民会議に出席

する場合は、委員と同額を謝礼として支払います。専門部会についても同様とします。

委員報酬の額については、「熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定します。

(会長及び副会長)

第5条 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は区民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

- (1) 区民会議の代表者の呼称は会長とします。
- (2) 会長及び副会長の選任は、委員選任（改選）後最初の区民会議において、委員の互選により行います。
- (3) 副会長は、会長に事故などがあるとき会長の代理となります。
- (4) 会長及び副会長の任期は、原則として委員の任期の終了までとします。
- (5) 会長及び副会長が、任期中にその職を辞するなどして欠員となった場合は、他の委員から新たに選任することができます。

【考え方】

- (1) 会長の役割

会長は、区民会議を招集し、区民会議の議長として議事の円滑な運営を図り、審議結果を取りまとめ、区民会議の代表者として市長に報告します。会長は、区民会議の運営に関し必要な事項について、区民会議に諮って定めます。

(会議)

第6条 区民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 区民会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

【説明】

- (1) 区民会議は、会長により招集され、会長が議長となって会議を進めます。
- (2) 区民会議は、委員の過半数の出席で成立します。

- (3) 区民会議の調査・審議は、区民会議委員が十分に議論を尽くし、総意をもって取りまとめるように努めます。ただし、議論を重ねても全員の意見が一致しない場合でも、会議としての結論を出さなければならないようなときには、出席委員の多数決により結論を一本化します。
- (4) 調査・審議のために必要がある場合とは、区民会議の調査・審議に際し、専門的な知識等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。
- (5) 関係者は、会議において、議長の求めがあったときにその求められた内容について発言することができます。

【考え方】

(1) 議長による会議運営の基本的な考え方

議長は、区民会議の目的である「区民の参画によって、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査・審議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進すること」が達成されるよう、委員間の活発な議論を促します。

議長は、調査・審議に必要があると認め出席を求めた関係者に対して、説明又は意見を求める内容を提示するなどして、効果的に説明を受けるようにします。

(2) 議長による議事運営への協力

区民会議は、行政に対しての要求や要望を行う場ではなく、課題の解決やまちづくり活動に対して、意見を出し合う場であり、委員は、「区の地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について」建設的な議論を行うよう努めます。

(3) 関係者の位置づけ

関係者は、区民会議の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2項に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。

関係者は、区民会議の構成員ではないため、区民会議の所掌事務である調査・審議に委員として加わることはできません。

(4) 会議における関係者の関わり方

関係者は、議長の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べるすることができます。

関係者は、区民会議の意思決定には参加できません。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

【説明】

- (1) 区民会議の会議は、公開で行います。

(調査・審議事項の選定)

第8条 区民会議は、区民又は区長から提案された区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、調査・審議すべき事項を適切に選定するものとする。

【説明】

(1) 区民会議の主な役割である、区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項についての調査・審議に先立ち、区民会議には、区における地域課題などについての的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査・審議を行うことが求められます。

区民会議は、「区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する」という目的に照らして調査・審議事項を選定するものであり、請願・陳情を主たる目的とする事案を区民会議において審議することは、ふさわしくないと考えられます。

(2) 区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項の区民からの提案方法については、●区校区自治協議会等連絡会議において集約された意見の提案を受けだけでなく、個人、事業者、市民活動団体などからも提案できるような方法について、今後検討を行います。

(専門部会)

第9条 区民会議は、必要に応じ、委員で構成される専門部会を設置し、専門的事項に関する調査・検討をさせるものとする。

2 専門部会に属する委員は、会長が区民会議に諮って指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会員の互選により定める。

4 専門部会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査・検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

【説明】

(1) 専門部会は、区民会議の調査・審議をより専門的また機動的に行う必要がある場合などに設置し、区民会議から付託される事案の調査・検討を行います。

(2) 専門部会は、区民会議委員のうちから会長が区民会議に諮って指名した委員で構成します。

(3) 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会を構成する専門部会員の互選で選びます。

(4) 調査・検討のために必要がある場合とは、専門部会の調査・検討に際し、専門的な知識等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。

(5) 部会長は、専門部会の運営の責任者であり、専門部会の調査・検討の経過と結果を区民会議に報告する役割を担います。

【考え方】

(1) 専門部会の活用

区民会議全体での集まりは1年に数回程度と見込まれるため、この中でいくつかの課題を深く議論することは難しいため、専門部会を有効活用することが必要となります。

専門部会は、個別課題の検討を役割とするものと考えられ、同じ時期に複数の専門部会が置かれることも考えられます。

(2) 専門部会の柔軟な運営

専門部会は、調査・検討する課題に合わせて設置し、柔軟で効率的な運営を行います。

(3) 関係者の位置づけ

関係者は、専門部会の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。

また、関係者は、専門部会の構成員ではないため、専門部会の所掌事務である調査・検討に部会員として加わることはできません。

(4) 会議における関係者の関わり方

関係者は、専門部会では、部会長の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べることができます。

関係者は、専門部会の意思決定には参加できません。

(5) 専門部会の終了

専門部会は、付託された調査・検討を終え、部会長が区民会議への報告を完了することで役割を終えます。なお、調査・検討の継続中に委員の任期が終了する場合は、改選後の区民会議が調査・検討の継続について判断します。

(6) 区民会議への報告

部会長は、調査・検討経過及び結果を適切な時期に会長に報告します。

会長は、専門部会から報告があったときは、その内容を区民会議に諮ります。

（庶務）

第10条 区民会議の庶務は、●区役所総務企画課において処理する。

【説明】

(1) 区民会議の事務局は、区役所に置きます。

【考え方】

(1) 区民会議事務の所管課

区役所の総務企画課が、区民会議の庶務を所掌します。

調査・審議事項と関係のある課など、区役所組織全体で区民会議の運営を支えます。

(委任)

第 1 1 条 区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

【説明】

(1) 会議の進行や発言ルール、傍聴要領などの区民会議の運営に関する事項は、会長が区民会議に諮り自主的に定めます。

